

即 時 抗 告 申 立 書

令和6年10月28日

東京高等裁判所 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の、さいたま地方裁判所令和6年(モ)第220号移送申立事件(基本事件 令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件)について、同裁判所が令和6年10月23日(決定書送達日 令和6年10月25日)にした後記決定は不服であるから、即時抗告をする。

第1 原決定の表示

本件移送申立てを却下する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 基本事件を横浜地方裁判所相模原支部に移送する。
- 3 抗告費用は相手方の負担とする。

との裁判を求める。

第3 抗告の理由

- 1 原決定は「申立人が主張するその余の事情は、いずれも上記判断を左右するものではない。」とする。

2 しかし、資料4の通り、相手方は「部落探訪」削除裁判支援する会」を組織し、毎回の口頭弁論で100人以上を動員し、法廷が異様な状況になっている。

そして、資料5、4頁から分かる通り、それに伴って法廷では過剰と言える警備が行われ、裁判の平穩が害されていることは、基本事件裁判所も十分に認識していることである。

それにもかかわらず、基本事件裁判所は弁論準備手続に付すことや、リモートでの弁論を行うという措置を取るなどの対応を怠っている。

むしろ相手方の行動や基本事件裁判所の対応が、部落問題の異様さを際立たせており、また裁判手続き自体が威圧のために利用されていることは、公益上の観点からも、抗告人として看過できない。

3 また、相手方の関係者が、大阪地方裁判所、新潟地方裁判所においても抗告人に対して訴訟を提起しており、抗告人はそれぞれの裁判について、横浜地方裁判所相模原支部への移送を申し立てしているところである。

相手方が、これらの裁判に不必要に多大な費用や労力を費やしていることがうかがえることから、横浜地方裁判所相模原支部に事件を移送しても、相手方への負担にはならないことは明らかであり、1つの裁判所に集約した方が訴訟経済の観点で合理的である。

以上

#### 疎明資料

資料4 「部落探訪」削除裁判支援する会

資料5 2024年10月10日基本事件原告意見書(異議申立てについて)